真庭市
文化部活動の在り方に関する方針

令和４年９月策定
真庭市教育委員会

目　次

前文

本方針策定の趣旨

１　部活動の位置付け

２　これからの部活動の在り方
（１）目指す姿
（２）部活動を通して期待すること

３　適切な運営のための体制整備
（１）部活動の方針の策定等
（２）指導・運営に係る体制の構築

４　合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組
（１）適切な指導の実施
（２）文化部活動用指導手引きの普及・活用

５　適切な休養日の設定

６　生徒のニーズを踏まえた環境の整備
（１）地域との連携等

７　学校単位で参加する大会等の見直し

８　安全管理と事故防止について

〇参考
・学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）
（平成３０年３月３０日付け教教評第 1047 号）
・「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（通知）
（平成２９年６月９日付け教教評第 277 号）
・「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（通知）
（平成３０年７月２６日付け保学第 33 号）

前　文

（１）　学校の部活動は、スポーツ・文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化の振興を大きく支えてきた。

（２）　また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

（３）　しかしながら、今日においては、社会・経済・環境の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、文化部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

（４）　文化部活動は生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。

（５）　将来においても、本市の生徒が生涯にわたって豊かな芸術文化等の活動を実現する資質・能力を育む基盤として、文化部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた芸術文化等の活動を行うことができるよう、速やかに、文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

（６）　本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、「国のガイドライン」・「岡山県の文化部活動の在り方に関する方針」と同様、今後の少子化の進展の中において、地域単位で運営を支える体制を整備することも視野に入れた体制の構築にも言及している。

（７）　こうした視点も踏まえ、今後の国・岡山県における動向も注視しつつ、体育館や公民館・社会教育施設や文化施設・社会教育関係団体・芸術文化等関係団体等の関係機関とも連携しながら、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築に努める必要がある。

本方針策定の趣旨

本方針は、本市の公立中学校の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい文化芸術等の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校、それぞれの活動等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

１　文化部活動の位置付け

（１）　学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

中学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

□中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）【抜粋】
第 1 章　総則　第 5　学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環**として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

２　これからの部活動の在り方

（１）目指す姿

ⅰ）　真庭市教育委員会は、各中学校と連携を図り、「生徒にとって望ましい芸術文化等の環境を構築する」という観点にたち、次に示す視点を重視して、文化部活動が地域、学校、それぞれの活動等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ⅱ）　生徒の豊かな芸術文化等の活動を実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とすること。

また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること。

ⅲ）　分野の特性等を踏まえた活動の積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること。

ⅳ）　文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師の生徒と向き合う時間の確保ができるようにするとともに、ワークライフバランスの実現に向けた活動となること。

（２）部活動を通して期待すること

ⅰ）　生徒の自主的・自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養
ⅱ）　生涯にわたり豊かな芸術文化等の活動に親しむ基盤育成の実現

３　適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ⅰ）　校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
　文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ⅱ）　校長は、上記ⅰの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ⅰ）　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

ⅱ）　真庭市教育委員会では、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
　なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することなどに関し、定期的に研修を行う。

ⅲ）　校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ⅳ）　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ⅴ）　真庭市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働

き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 3 月 30 日付け教教評第 1047 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。

４　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

ｉ）　校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成３０年１２月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則るとともに、県教育委員会が作成した「文化部活動の在り方に関する指針」を参考にして、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。真庭市教育委員会は学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ⅱ）　文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、障害・外傷のリスクを高め、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解すること。生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
　また、専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）文化部活動指導手引の普及・活用

　文化部顧問は、各関係団体が作成する指導手引（習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、文化部顧問や生徒の活用の利便性　に留意した分かりやすいもの）を活用して、４（１）に基づく指導を行う。

５　適切な休養日等の設定

（１）　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ⅰ）　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。
※週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
※3 連休以上は、この限りではなく、活動の目安を半分程度とする。

ⅱ）　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ⅲ）　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ⅳ）　心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないよう、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動をすること。

（２）　校長は、３（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

（３）　なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえて工夫をして、定期試験前後の一定期間等、学校全体で部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

６　生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

（１）地域との連携等

ⅰ）　真庭市教育委員会及び校長は、生徒の芸術文化等の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等の環境の整備を進める。

ⅱ）　県教育委員会及び真庭市教育委員会は、県学校文化連盟や各関係団体に関する事業等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動環境の充実を推進する。
　また、県教育委員会及び真庭市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ⅲ）　県教育委員会、真庭市教育委員会及び関係機関は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

ⅳ）　県教育委員会、真庭市教育委員会及び、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、文化芸術等環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7　学校単位で参加する大会の見直し

（1）　県学校文化連盟は、主催する各種大会等について、6を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加、複数校合同グループの大会等への参加、学校と連携した地域団体の参加などの参加資格の在り方、参加生徒の障害・外傷の予防の観点から、大会の規模又は日程等の在り方、外部人材の活用など運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

（2）　真庭市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないように努める。

（3）　校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

8　安全管理と事故防止について

（1）　校長及び文化部顧問は、文化部活動における安全管理について「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（平成 29 年 6 月 9 日付け教教評第 277 号）及び県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行いとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

　文化部顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

（2）　近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の文化部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、文化部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

ⅰ）　「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成 30 年 7 月 26 日付け保学第 33 号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。
※参考（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

ⅱ）　広域的な大会等で止むを得ない状況により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30 分おきに休息を取る等）、活動前後、活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。